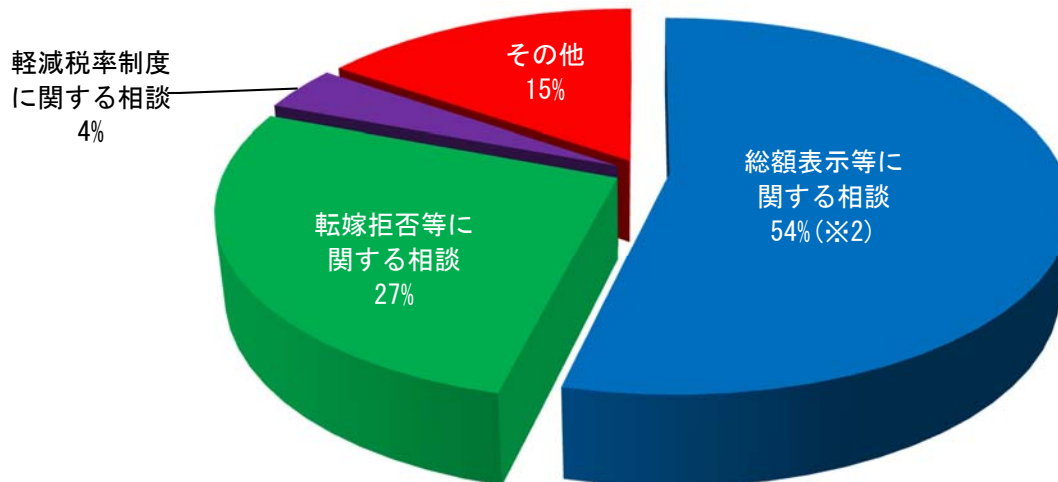


消費税価格転嫁等総合相談センターの相談対応状況

消費税価格転嫁等総合相談センターの平成 28 年 11 月(11/1～11/30)の相談対応状況は以下のとおり。

1 相談件数

11 月の相談件数：電話 47 件、メール 5 件
【相談内容（全 52 件）の内訳（※1）】



2 相談例

○ 総額表示等に関する相談

Q. 消費税率の 10%への引上げ時期が変更されることに伴い、税込価格の表示を要しない総額表示の特例が認められる期限も延長されることになるのでしょうか。

A. 平成 28 年 11 月の税制改正により、消費税転嫁対策特別措置法の適用期限は、平成 30 年 9 月 30 日から平成 33 年 3 月 31 日に延長されたことから、総額表示の特例についても、平成 33 年 3 月 31 日まで延長されることとなりました。

なお、税込価格を表示しない場合であっても、総額表示に対応することが可能である事業者には、消費者の利便性に配慮する観点から、自らの事務負担等も考慮しつつ、できるだけ速やかに総額表示に対応するよう努めていただくこととなります。

詳細につきましては、財務省HP「消費税における「総額表示方式」の概要」及び国税庁HP「総額表示義務の特例措置に関する事例集(税抜価格のみを表示する場合などの具体的事例)」を御確認ください(問合せ先:財務省主税局税制第二課 03-3581-4111(代表))。

※1 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は 2 件

※2 うち総額表示に関する相談が 11%、消費税一般に関する相談が 89%

Q. 事業者です。売上高 1,000 万円以下の免税事業者についても、総額表示義務やその特例は関係あるのでしょうか。

A. 消費税の免税事業者については、取引に課される消費税がありませんので、「税抜価格」を表示して別途消費税相当額を受け取るといったことは、消費税の仕組み上予定されていません。

したがって、免税事業者における価格表示は、消費税の「総額表示義務」及び「総額表示義務の特例」の対象とされていませんが、仕入れに係る消費税相当額を織り込んだ消費者の支払うべき価格を表示することが適正な表示です。

詳細につきましては、財務省 HP「消費税における「総額表示方式」の概要」を御確認ください(問合せ先:財務省主税局税制第二課 03-3581-4111(代表))。

○ 転嫁拒否等に関する相談

Q. 法人事業者から、ある成果物の作成を請け負っている事業者です。請負代金は、成果物の単価(税込み)で計算されるのですが、その単価が平成26年4月の消費税率引上げ前のまま据え置かれています。取引先のこのような行為は、消費税転嫁対策特別措置法上問題とらないのでしょうか。

A. 消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者(買手)が、同法上の特定供給事業者(売手)との取引において、税込みの単価について、消費税率引上げ前の単価に消費税率引上げ分を上乗せせずに据え置くことは、合理的な理由がない限り、同法上の「買ったたき」として問題となります。

このため、実際にそのような行為を受けた場合には、公正取引委員会や事業所管官庁などに御相談ください。

○ 軽減税率制度に関する相談

Q. 有料老人ホームにおいて、当該有料老人ホームの設置者又は運営者が、当該有料老人ホームの一定の入居者に対して行う飲食料品の提供(食事の提供等)については、軽減税率の適用対象となるということですが、この「有料老人ホーム」の範囲を教えてください。

A. 御質問の「有料老人ホーム」とは、老人福祉法第 29 条第1項の規定による届出が行われている有料老人ホームのことをいいます。

なお、軽減税率の個別具体的な適用関係等につきましては、国税庁ホームページの「軽減税率サイト」に掲載されている軽減税率制度に関する法令解釈通達やQ & Aで御確認いただくか、所轄の税務署にお問い合わせください。

問合せ先

内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

電話：03-3539-2610